

高知県立佐川高等学校 全日制 生徒指導部 規定について

1 生徒心得

佐川高校生としての自覚と誇りを持ち、郷土の高い文化に根ざし、心身ともにたくましく、向学心に富み、深く人権を尊重して、世界の平和と発展に寄与する自律心と創造性の育成に努める。

- (1) 午前8時35分までに登校し、教室に入ること。下校は午後5時30分とする。
下校時間以降に居残る必要のある場合は、関係教員の許可を得ること。
- (2) 始業時から放課になるまでは許可なく外出、または早退は認めない。特に必要な場合はホーム主任に申し出て許可を得ること。
- (3) 礼儀をわきまえ、お互いに個性を尊重し、明朗で節度ある行動をとること。来客に対しては積極的にあいさつを励行すること。
- (4) 自習は、その教科の教室で静粛に行なうこと。
- (5) 服装については、別に定める服装規定を守ること。
- (6) 校舎・校具・備品を大切にし、校内外の環境美化に心がけること。
- (7) 学業に不必要なもの、必要以上の金銭・貴重品は持参しないこと。また所持品には氏名を記入し、盗難防止に努めること。
- (8) 交通安全マナー・交通道德をよく守り、交通安全に対する意識を高めること。
- (9) 休暇中は、学習と健康増進に計画性をもたせ、生活が不規則に流れないように努めること。
- (10) 外泊は必ず保護者の承諾を得ること。
- (11) アルバイトについて
 - ① アルバイトは学校生活に支障のない範囲で許可する。希望する生徒はホーム主任を通して生徒部に届け出て許可を得ること。
 - ② 高校生の立入禁止場所のアルバイトは禁止、夜間については22時までに帰宅すること。なお、試験発表から試験終了日までは禁止する。違反した場合は指導対象とする。
 - ③ 成績不良に陥った場合は許可を取り消すことがある。なお、1年生については原則として1学期期末考査終了までは禁止する。

2 懲戒規定

本校の生徒であって学園の秩序を乱し、その他生徒としての本文に反した者は懲戒する。

- 1 正常な教育活動を妨害した者。
- 2 正当な理由なく出席が常でない者。
- 3 考査中に不正行為を行なった者。（別に教務内規に定める。）
- 4 校舎校具を故意に破損した者。
- 5 暴力行為、脅迫行為を行なった者。
- 6 喫煙、飲酒、窃盗、交通違反等、法に触れる行為をした者。
- 7 無断外泊、風紀に害する場所への立入り、薬物乱用、その他生徒としてふさわしくない行為をした者。

附則 平成9年11月19日 改訂

主な指導期間

- ① 喫煙、飲酒、立ち入り禁止場所への出入り、不正行為は、7日間以内の家庭謹慎を含む指導とする。
- ② 暴力行為、万引き、窃盗は、無期の家庭謹慎を含む指導とする。
- ③ 無免許、原付バイク・自動二輪・普通自動車等の無断免許取得は、無期の家庭謹慎を含む指導とする。
- ④ 無許可バイク通学、スピード違反、安全運転義務違反、定員外乗車などは、校長訓戒（保護者召喚）及び免許預かりのうえ、課題、反省文を課す指導とする。ただし、申し出の場合はこの限りではない。
また、違反を重複した場合や悪質な内容の場合には、家庭謹慎を含む指導とする。

携帯電話

携帯電話等を手に持ったり、着信音が鳴るなどの違反が認められた場合は指導の対象とする。

- 1 回目＝生徒部、ホーム主任で注意 反省文
- 2 回目＝生徒部長注意（厳重注意）反省文
- 3 回目＝学校長厳重注意（保護者召喚）反省文
- 4 回目＝状況により家庭謹慎を含む指導。反省文

7 交通安全についての心得

生徒の交通安全に対する意識を高め、交通事故を未然に防ぎ、その生命を守り命の大切さを理解させる。さらに交通安全への実践力を養う。

- (1) 交通安全について、学校行事・ホームルーム活動の中に具体的な実践を取入れる。
- (2) 通学は、徒歩又は自転車及び公共交通機関を利用することを原則とするが、特にバイクモーターでの通学を必要とする者については、許可をすることがある。
- (3) バイクモーターの免許の取得について
 - ① 保護者より申請のあった者は、原動機付自転車（排気量50cc未満）の運転免許取得を許可する。要面談・・・保護者、本人、生徒指導部の三者で行う。
 - ② 免許取得は、長期休暇中とし許可を必要とする。
 - ③ 道路交通法に違反したり、交通事故を起こした場合は速やかに学校へ届け出る。
 - ④ 上記のものは、学校で免許証を預かる指導を行なうことがある。
 - ⑤ 無断免許取得は、謹慎指導の対象とする。
- (4) バイクモーター通学について
許可する場合の条件は概ね次のとおりとする。
 - ① 特殊な地理条件のある場合。
 - ② 相当な通学距離があり、交通機関が利用できない場合。
 - ③ 保護者より申請のあった者。
 - ④ 排気量50cc未満のもので、完全に整備されたバイクモーターであること。
- (5) 自転車通学について
 - ① 自転車通学を希望する者は、通学届に必要事項を記入し、ステッカーを貼付する。
 - ② 自転車運転マナーを守り、他の交通に迷惑をかけないように心掛ける。
 - ③ ライト・ブレーキ・鍵等の整備された自転車であり、雨合羽を準備する。
 - ④ 自転車通学する際にはヘルメットを着用しましょう。
- (6) 普通免許証の取得について（無断免許取得は、謹慎指導の対象とする）
 - ① 3年生2学期中間試験終了後、自動車運転教習所への入校を許可する。
 - ② 免許センターへの受験は、原則として卒業式後とするが、特別な事情がある場合は、管理職面談後、許可する場合もある。（誓約書を提出）

3 服装規定

〈制服〉

佐川高校 別紙を参照。

〈制靴〉

男女とも黒の合成樹脂又は革の短靴とする。

〈頭髪〉

ゴム紐、ヘアピンは華美でないものとし、それ以外は禁止する。

男女とも、パーマ、毛染め、脱色、エクステは禁止する。違反のあった場合は元に戻す指導をする。

〈その他〉

- 1、防寒着……華美でないものとする。
- 2、セーター・ベスト……指定以外は禁止。
- 3、ストッキング……肌色・黒。ソックス……白・黒・紺（ワンポイント可、式典時は黒）。
- 4、指輪、ピアス、マニキュア、ネックレス、ペンダント、カラーコンタクト等の装飾品は及び化粧は禁止する。
- 5、マフラー、手袋、レインシューズ、レインコート、雨傘、帽子（夏）等は特に型、色の規定はしないが、あまり華美でないものとする。
- 6、通学用のカバンは特に規定しないが、通学に安全なものとする。
- 7、制服の移行期間は特に規定しない。気温、体調に合わせ更衣する。

9 生徒会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は高知県立佐川高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は会員の自主的活動を通じて個々の識見を高め、個性を伸長し、真の人間性の確立を目的とする。
- 第3条 本会は全日制生徒全員で構成し、顧問として本校教員をおく。

第2章 会員の権利及び義務

- 第4条 本会会員は選挙権、被選挙権を有し、生徒会活動による福利を平等に享受する権利を有する。
- 第5条 本会会員は会費を納めるものとする。会費については別に定める。

第3章 組 織

- 第6条 本会は次の機関会議を置く。
1. 総 会
 2. 代表委員会
 3. 執行委員会
 4. 専門委員会

第4章 生 徒 総 会

- 第7条 総会は最高の決議機関である。
- 第8条 全会員を以って構成する。
- 第9条 総会は次の場合会長が招集する。
1. 定例総会
 2. 会員の3分の1以上の要求があるとき。
 3. 代表委員会が必要と認めたとき。
- 2 召集告示は日時・場所・議題を決定し、7日前までに行なう。
- 第10条 総会は次の事項を行う。
1. 予算及び決算の承認
 2. 各種団体への加入及び脱退
 3. 部活動の設置及び廃止
 4. 規約改正
 5. その他重要な事項
- 第11条 総会は全員の3分の2以上の出席により成立する。票決は過半数で決し可否同数の場合は議長の採決とする。
- 第12条 総会の議長、副議長は、会員より選出する。
- 2 議長は、議事を整理し総会の事務を統理する。
 - 3 議長に事故があるとき、副議長はその職務を行う。
- 第13条 書記は議事録を作成し保存し、会員の要求がある場合は閲覧させる。

第5章 代表委員会

第14条 代表委員会は本会の運営に関する決議機関である。

第15条 代表委員会は各H・R 2名選出の委員で構成する。

2 代表委員は本会に関する議題を提出することができる。

第16条 代表委員会は、必要に応じ召集する。

第17条 代表委員会は次の事項を行なう。

1. 本会活動に関する諸事項の決議
2. 本会予算の決議
3. H・Rより提出議案の審議決定

第18条 代表委員会は、委員の3分の2以上出席で成立する。票決は過半数で決し、可否同数の場合は、議長の採決とする。

第19条 代表委員会の議長、副議長は代表委員中より選出する。

第20条 書記については第13条を準用する。

第21条 代表委員会は公開を原則とする。

第6章 執行委員会

第22条 執行委員会は生徒会活動の中心であり、執行に関しては全権利を有する。

第23条 執行委員会は執行委員長、副執行委員長及び執行委員で構成する。

2 委員長および副執行委員長は会長及び副会長が、執行委員は執行部各部長がそれぞれ兼任する。

3 執行委員会は会長、副会長男女2名、総務部長、管理部長、会計部長、生活部長、文化部長、体育部長、書記の10名で構成する。なお、生徒会長が推薦する者は執行委員として各部長の補佐をする。

第24条 執行委員会は、必要に応じ実施する。

第25条 執行委員会は次の責務をもつ。

1. 総会及び代表委員会の決議事項の執行。
2. 本会活動上必要な具体案作成。
3. 予算案作成及び決算報告。

第26条 委員長は委員会を代表して議案を執行委員会に提出し一般執行事務について代表委員会に報告する。

第27条 各執行委員は各専門委員会に関する具体案を執行委員会に提出し各執行業務を分担して行う。

第28条 執行委員会は次の場合総辞職しなければならない。

1. 会員総数の過半数をもって不信任を表したとき。
2. 代表委員会に於いて不信任を可決したとき。
3. 執行委員の3分の2以上をもって総辞職を決議し総会の承認があった場合。

第7章 専門委員会

第29条 専門委員会は執行委員会の下に属し各委員会分担事項を企画執行する。

第30条 専門委員会は次の各委員会で構成する。

1. 総務専門委員会
2. 管理専門委員会
3. 会計専門委員会
4. 生活専門委員会
5. 文化専門委員会
6. 体育専門委員会
7. 部活動部長会

2 専門委員は各H・Rより1名選出する。但し、体育専門委員会は男女各1名とする。部活動部長会は、文化部・体育部各部長をあてる。

第31条 各委員会は委員中より副委員長1名を選出する。委員長は執行委員の各部長があたる。副委員長は、部長を助け部長事故あるときはその職務を代行する。

第8章 H・R

第32条 H・RはH・R員の親睦を図り本会活動の原動力となる。

第33条 H・RはH・R員で構成し顧問としてホーム主任をおく。

第34条 H・Rは代表委員2名、専門委員会各委員1名を選出する。

第35条 H・Rの運営は前条の役員があたる。

第36条 H・R会は原則として週1回行い生徒会に関する事項等について討議する。

第9章 部活動

第37条 文化部、体育部は、それぞれ同行の会員により部を組織し、その活動は部員の総意に基づいて部長を中心に運営する。

第38条 本会会員は希望する部活動に所属することができる。

第39条 本会会員が属する部活動は原則として一つとする。但し顧問及び部長が承認し、それぞれの部活動に支障をきたさない場合はその限りでない。

第40条 各部活動には顧問を置く。

第41条 各部活動は部員の互選により部長副部長1名を選出する。

第42条 各所属の期間は1か年とする。ただし特別の理由があった場合、部長及び顧問の許可があれば之の限りでない。

第43条 各部の必要経費は総会の承認経費を持ってこれにあたる。

第44条 各部は年度末に会計部長あてに領収書を添え、決算報告書を提出する。

第45条 部活動新設要求はその部活動の代表者が部活動名、人数、顧問、必要経費、活動方針を用紙に記入して執行委員会まで提出する。

第46条 部活動廃止案の提出は次の場合による。

1. 部員5名以下の場合。但し、1名以上の人員を有し、代表委員会において部活動を存続させることが望ましいと認められた場合はこの限りでない。
2. 顧問のいない場合。
3. その他適当な理由。

第10章 役員

第47条 本会は次の役員をおく。

1. 会長（1名）、副会長（男女各1名）
2. 代表委員 各H・R 2名
3. 執行委員 9名程度
4. 専門委員 各H・R 8名
5. 会計監査 2名
6. 選挙管理委員各H・R 1名

- 第48条 役員は原則として立候補制とし、定員数に足りない場合は推薦による立候補とする。無記名投票を原則とし、単独候補の場合は全会員の過半数の信任を必要とする。複数立候補の場合は多数決で議決する。
- 第49条 役員の任期は前期（6月～11月）後半（11月～6月）とし、再任をさまたげない。
- 第50条 役員の辞任は各選挙期で過半数の会員が認めた場合成立する。
- 第51条 欠員を生じた場合1週間以内に補充選挙を行なう。この場合任期は残存期間とする。
- 第52条 会長、副会長及び執行委員は全会員中より選出する。会長は本会を代表し本活動を統括する。副会長は会長を補佐し会長に事故ある場合はその職務を行う。
- 第53条 役員は後任の決定するまで任務を負う。
- 第54条 専門委員各委員間の兼任は認めない。

11章 会 計

- 第55条 本会経費は次の収入を以って行なう。
1. 会 費
 2. 事業収入
 3. 寄付金
- 第56条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第57条 本会会計については執行委員会が全責任をもつ。
- 第58条 前期執行委員会各部長及び前期各部活動部長は、年度始め経費見積書を会計部長に提出する。
- 第59条 前期会計部長は前条の書類に基づき予算案を作成し、執行委員会で審議する。
- 第60条 執行委員会は会計年度の予算を、代表委員会に提出し総会の承認を得る。
- 第61条 会計報告は次の場合行なわなければならない。
1. 定例総会
 2. 委員会の要求がある場合
- 第62条 会計簿は会員の要求がある場合はいつでも閲覧させねばならない。
- 第63条 会計監査2名は代表委員中より選出する。会計監査は定例総会に報告しなければならない。

第12章 改 正

- 第64条 本規約の改正は代表委員の3分の2以上の承認を得なければならない。
- 第65条 本規約は総会に於いて承認された日より効力を発する。本規約改正の場合もこれに準ずる。
- 第66条 規約の条文に疑点が生じた場合は総会でこれを解釈する。

附則 平成25年 10月 23日 一部改正